



# 美しが丘小学校 いじめ防止基本方針

平成26年2月18日策定  
令和6年3月14日改訂

## 1 いじめ防止に向けた美しが丘小学校の考え方

### ○いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### ○いじめを防止するための基本的な考え方と方向性

#### ①基本的な考え方

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

本校の学校教育目標「元気いっぱい、友だちいっぱい、すすんで学ぼう、夢つくろう」の実現のために、いじめを早期に発見し、早期に解決することで、児童一人ひとりの人権を守り、誰もが安心して、豊かに学校生活を送ることができるよう、努めていく。

#### ②基本的な方向性

あらゆる教育活動を通して、「だれもが、安心して、豊かに」生活できる学校づくりを目指す。

・児童一人ひとりが自己有用感を得られるような教育活動の実践 《いじめの未然防止》

・いじめは、どの学級にも、どの子にも起こりうるものであるという認識のもと、学校全体で「いじめを絶対に許さず、いじめられている児童を守り抜く姿勢」を示す。 《いじめの早期発見および適切な対処・措置》

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

「学校いじめ防止対策委員会」を設置する。

### ① 委員会の構成員

管理職、教務主任、児童指導部、児童支援専任教諭、養護教諭がこれを構成し、必要に応じてスクールカウンセラー・SSW(スクールソーシャルワーカー)等外部の専門家の参加を求めることとする。

### ② 委員会の運営

・「いじめ防止対策委員会」を月1回、定期的に開催する。

・いじめの疑いがある段階で、ただちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

・校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、推抄の管理を行う。

### ③ 委員会の活動内容

・未然防止・・・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童及び保護者に周知

・早期発見・事案対処・・・いじめの相談・通報の窓口の設置

いじめの早期発見、事案対処のための情報収集と記録、職員の共通理解

事実確認といじめであるか否かの判断

被害児童に対する支援、加害児童に対する指導、対応方針の決定、保護者との連携

・取組の検証・・・・・・・・・・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

年間計画に基づいた校内研修の企画と計画的な実施

学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検

と学校いじめ防止基本方針の見直し

### ④ 委員会の役割

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成の際に中核となる。

・いじめの未然防止に向けての具体的な取組の推進

・いじめに関する情報収集と共有化

・いじめを発見した際の指導・支援体制、対応方針の決定

・いじめ防止基本方針の見直し

## 3 いじめ防止及び早期発見のための取組

### (1) いじめ未然防止の具体的取組

○いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、いじめの未然防止へ全職員で取り組んでいく。

・発達支援プロジェクト・・・年間で計画的に開催

集団の中で配慮や支援の必要な児童についての共通理解を図り、支援検討を行う。

・年2回の YP アセスメントをもとに、子どもの社会的スキル横浜プログラムを活用して適切な人間関係の確立を図り、あたたかい学級風土づくりを行う。

・児童が主体的に活動し、自分らしさを発揮し輝けるような場を設定する。

・本校が大事にしてきた「道徳の時間」と人権教育の充実に努め、豊かな心の育成を図る。

・「楽しくわかる授業」の実践を目指し、授業改善に努める。また、授業の中で、自他の考えを大切に、学び合いを深めていく学習を推進する。

・たてわり活動を通して思いやりの心を育むとともに、自己有用感を高めることができるようにする。

・「学校いじめ防止対策委員会」の存在及び活動を児童及び保護者に周知する。

### (2) いじめの早期発見

○いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、早期発見に全職員で取り組んでいく。

#### ① いじめを見逃さない教職員集団の育成

・児童指導部会での情報の吸い上げ（児童支援専任教諭を中心として）

・職員会議、発達支援プロジェクト等での全職員による情報共有

・人権感覚を高めるための職員研修の実施

#### ② 定期的なアンケート、全市一斉アンケートの実施と聴き取り

③ Y-P アセスメントで学級の実態及び個々の子どもの意識調査を行い、学年内、ブロック内で情報を共有し、学級

内で「気になる子」への支援検討をきめ細かに行う。

④児童支援専任教諭の相談窓口としての役割を保護者に周知し、担任だけでなく、いつでも誰にでも相談できる体制をつくる。

⑤アンケート実施後のにこにこ面談で、担任が子どもたち一人ひとりと面談を行い、いじめ未然防止を行う。

(3)いじめに対する措置

○いじめと疑いのある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、事実把握と指導の方針を検討する。

○関係する職員の役割分担(情報集約・記録・保護者対応・聴き取りなど)を明確にする。

- ・被害児童からの丁寧な聴き取りと心のケア
- ・周辺児童や加害児童からの聴き取り→正確な実態把握および指導
- ・被害児童の保護者への説明及び意向の確認
- ・被害児童及び保護者の意向を生かした加害児童の保護者への説明及び指導の依頼
- ・状況に応じて、警察や児童相談所等と連携を図りながら対応する。

(4)いじめの解消

○いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ①いじめの行為が少なくとも3カ月(目安)止んでいること
- ②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

(5)研修

いじめ防止研修と人権教育研修を行い、いじめについての教職員の感性を高め、人権感覚を養う。

(6)保護者、地域との連携

「まちと共に歩む学校づくり懇話会」、「美中ブロック協議会」で、いじめに関する課題を共有し、学校の考え方について十分に理解を図っていく。

(7)年間計画

月		月	
4	年間計画作成 実態把握 「校内支援体制について」 いじめ防止対策委員会	11	Y-Pアセスメント(2回目) アンケート集約および検討 にこにこ面談実施 美中ブロック協議会
5	全市一斉いじめ早期発見のためのアンケート・ 記名式・教育相談 「情報交換・児童理解」 いじめ防止対策委員会		人権週間の取組(人権教育) 人権教育職員研修 いじめ防止対策委員会
6	Y-Pアセスメント(1回目) 「情報交換・児童理解」	12	いじめ解決一斉キャンペーン 全市一斉いじめ早期発見のためのアンケート・無 記名式 「支援体制の整理と評価・見直し」 いじめ防止対策委員会
7	いじめ防止対策委員会 いじめ防止職員研修	1	次年度の計画
8	いじめ防止対策委員会	2	いじめ防止対策委員会 運営協議会
9	美中ブロック協議会 「情報交換・児童理解」 いじめ防止対策委員会	3	学校いじめ防止基本方針見直し

10	「情報交換・児童理解」 生活アンケート いじめ防止対策委員会		次年度への引き継ぎ準備
----	--------------------------------------	--	-------------

#### 4 重大事態への対応について

##### 【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第一項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

##### 【発生時の対応】

- ① 重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。
- ② 「いじめ防止対策委員会」を直ちに開催。事実の共有化と今後の対応について検討し、調査の方法や役割分担などを決める。（教育委員会の指導、支援を仰ぐ。）
- ③ 方針にのっとり、調査を行う。（事実確認）
- ④ 調査結果を委員会に報告するとともに、関係職員で共有化。保護者への連絡と指導の順序、役割分担などについて決定。

#### 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCA サイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、装置を講じる。

#### 6 参考資料

- (1) 「横浜市いじめ防止基本方針」（平成29年10月改定）
- (2) 「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学省 平成29年3月14日改定）